

計画停電に係る電話相談窓口について

- ①相談者からうけた相談を、相談窓口で一次対応(窓口で答えられるものはその場で回答)します。
 - ②相談窓口で対応できない内容であれば、二次対応として、県の各部局に設置した相談員に転送し回答を依頼します。
- また、内容によっては市町村窓口、または関西電力窓口を案内し、場合によっては回答を依頼します。

